

---

○議長（近藤八郎君） ただいまから、令和2年第1回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、傍聴席を閉鎖し、説明員である課長等の入場も制限しております。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、4番 春日隆司 議員及び5番 我孫子洋昌 議員を指名いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第4 議案第1号「下川町国民健康保険条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案提案をさせていただく前に、一言、開会に当たり御挨拶を申し上げたいと存じます。

今春は降雪量の少ないシーズンを過ごし、早期に雪解けを迎えることができましたが、御承知のとおり、国内外において猛威を振るっております新型コロナウイルス感染について、依然終息が見えない中で、住民の皆さんの不安はより募りつつあるものと推察するところであります。町といたしましても住民の皆さんの生活支援や事業所の皆さんの経営支援をしっかりと今後進めてまいりたいと思っております。

さて、このような折、議員各位には今臨時会の御案内をさせていただきましたところ、大変御多用の中、御出席を賜り、御審議いただきますことを心より感謝申し上げます。

今般の臨時会においての案件は、さきに述べました新型コロナウイルスに係る事案などでございまして、町民の皆さんの不安を早期に解消できるようにとの強い思いの中で提案させていただくものでございますので、議員各位には慎重な審議をお願い申し上げます、開会の御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、議案の提案をさせていただきます。

議案第1号 下川町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が本年3月10日に決定した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことが盛り込まれたことを受け、本町におきましても、新型コロナウイルスに感染した被用者等に対し、傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があることなどから、下川町国民健康保険条例等の関連する条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に関し、国民健康保険において、傷病手当金の給付を可能とする条項等の追加を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは私の方から、議案第1号 下川町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について、事前に配布しております議案第1号説明資料の「新型コロナウイルス感染症の対応における傷病手当金の支給について」で御説明いたします。

今回の改正内容につきましては、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことが盛り込まれたところでございます。

下川町では、「下川町国民健康保険条例」及び「下川町後期高齢者医療に関する条例」を制定しており、本件によりそれぞれ改正を行うものです。

主な感染症に関する対応につきましては、保険給付費の10分の10の全額を国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うものです。

1点目、対象者は、「被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者」としております。国保の改正条例案では、第3項に明記しております。

2点目、支給要件は、「労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過

した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日」といたします。国保の改正条例案では、第3項に明記しております。

3点目、支給額は、「直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した額に3分の2と日数を掛けた金額」となります。ただし、支給額には上限を設けてございます。これにつきましては、第4項に明記してございます。

4点目、適用は、「3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から9月30日の間に属している場合」でございます。ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月までとしております。条例案では、第5項に明記してございます。

また、下川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正では、広域連合に係る事務として、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えてございます。

なお、本条例は、公布の日から施行することとしてございます。

以上で条例改正の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 一つお聞きしたいんですが、今回の感染で地方が感染者を出した事例の中で、例えばその自治体の人が町外…特に大都市で受診、それから検査などを受けた方が、終了後に地元自治体に戻ってきて、そこで感染が発覚するという事例がありますが、我が町でそのような方…町外…特に大都市…旭川、特に札幌などで検査、それから病状に応じた受診を受けた方が、多分…遠いですから泊まり込みで検査される…そういう方の把握ですね、そういう方が戻ってきた場合に、例えばPCRの検査を受けてもらうのか、それとも自宅で待機してもらうかですね、そのような対策などをお考えであれば伺いたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 町民の方の中にはですね、やはり大きな病院に通院をされる、あるいは入院をしなければいけない方もいらっしゃるかと思いますが、その全体像というのを把握するのは非常に難しいかなというふうに思っております。

当然、今、町民の方、それから道民の方も含めてそうですけども、不要不急の外出の禁止と、なるべく行かないようにというような要請がされておりますので、まずはそこを守っていただきたいというふうに思いますが、行って戻ってきた方について…基本的には行かれた本人が自宅療養を一定期間するなどというような配慮をしていただくということが前提になるのかなというふうに思いますが、その部分について強制的に場所を確保して自宅療養、あるいはどこかで待機をしていただくというようなところまで

は考えておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） 1 番 斉藤議員。

○1 番（斉藤好信君） もう少し具体的にお聞きしたいと思います。

今、用事で都会に行く方は…これは現状はないと思いますけども、医療機関に掛かる方がいると思います。特に札幌で感染者が多くなっているのは病院、医療機関でクラスターが発生して、そして広がっていく。具体的に言いますけども、例えば利尻町で起きた場合ですね、家族の方が札幌のがんセンター…ここに行かれた方が戻ってこられて、そして家族にうつる。その家族から…当然感染しているかどうかというのは本人…自覚症状あるなしがあるので、そこからまた広がるという可能性があります。

今言ったとおりですね、そういう町民の方で…強制力はないかもしれませんが、今この時というのは緊急事態でありますから、普段どおりの何か周りから見るような感じではなくて、もう少し具体的に町民に感染拡大が起きないように措置も考えるべきではないかというように思いますが、いかがですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 基本的には、本人が病院に掛かって医師が判断して保健所に連絡する、若しくは本人が直接保健所に連絡をして指示を受けると。町としてはですね、そののところを対応するというのは非常に困難なところがあります。そういう意味では、医療機関と保健所に一定程度委任をしてくださる、そして指示に従っていただくということになるかと思えます。

先般も町として…例えば他の都市でやっているような…ホテルを用意してとか、そういう相談をさせていただきましたけど、現在のところ保健所の指導の中では…それはちょっとかなわないということがございますので、前述しましたとおり、医師若しくは保健所の指導に従うということになるかと思えます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1 番 斉藤議員。

○1 番（斉藤好信君） 町としての発信ですね、今言われた…例えば大都市の医療機関で受診または検査とか、短期間の入院をされた方が戻ってきた場合ですね、自主的になるべく自宅で待機していただきたいという、そういうメッセージは発すべきだというふうに思いますが、そこは十分…対策本部の方で御検討いただきたいと思えます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。  
これから、議案第1号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。  
したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第5 議案第2号「令和2年度下川町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 令和2年度下川町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度一般会計の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ3億2,733万円を追加し、総額を53億9,333万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、国の令和2年度補正予算（第1号）、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係るものでございます。

補正予算の概要を申し上げますと、感染症緊急経済対策のうち、給付対象者一人につき10万円を給付する「特別定額給付金事業」の給付事業費及び事務費を計上しております。

なお、国からの要請を受け、感染拡大防止に留意しつつ、可能な限り迅速かつ的確に給付金をお届けできるよう、早急に手続きを進めてまいります。

なお、財源といたしましては、全額を国庫支出金で計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） それでは、議案第2号説明資料に基づきまして、御説

明させていただきます。

補正の要因でございますが、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る補正でございます。

歳出の補正内容でございますが、企画費として、特別定額給付金事業 3 億 2,733 万円を計上させていただきます。

内訳としましては、給付事業費として 3 億 2,380 万円。給付対象者でございますけども、基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において住民基本台帳に記載されている方でございます。ちなみにですけども 3,228 名の対象者となっております。受給権者でございますが、世帯主でございます。給付額につきましては、給付対象者一人につき 10 万円。申請方法につきましては、郵送またはオンライン申請となっております。

給付事務費でございますが、会計年度任用職員の報酬、職員手当、共済費、需用費、役務費、委託料などで 353 万円となっております。

歳入の補正内容でございますが、国庫支出金として、特別定額給付金に係るもの全て国の補助となっております。

今後のスケジュールですけども、予算の御承認後、早々に郵送にて発送したいと思っております。それで、明日…5 月 2 日より順次、町民の皆様へ申請書等が届く予定でございます。5 月 7 日より申請書を受付けし、申請書に不備がなければ土日挟まず二日から四日程度で指定の口座に振り込まれる予定でございます。なお、受付の終了期間は 8 月 6 日までの予定でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 下川町におけるコロナ対策の初めての予算でございます。まず、先立ちまして、基本的なことを御質問させていただきたいと思っております。

まず、戦後最大の危機ともいわれますコロナウイルス問題、先が見えない中で拡大防止に当たりまして自粛要請が出されている中、行動が制限されるなど、町民の皆様または行政、医療関係者の皆様、また、多大な影響が出ております事業者…特に飲食関係の皆様、町民、事業者全ての皆様に対する行動、取組に対しまして、まず敬意を表させていただきたいと思っております。

冒頭、町長の方からお話ございましたけども、改めましてこのコロナ感染問題に対しての…下川町長としてですね…どのように認識されているのかと。そして決意をお伺いしたいと思います。これが 1 点目でございます。

2 点目、コロナ対策については国からの交付金が一定程度、まず支給されることが…国の予算でもなっておりますが、現時点において…いわゆる町単独費…真水でございますが、どの程度投入することを想定しているのか。対策に当たりまして、なかなか不確定な様相がある中で、現時点で結構でございますが…どのようにお考えになっているの

か。

それから、町内における…まず飲食業において、多大な影響が出ているわけですが、下川町において起業化…いわゆる事業を興すのに当たって相当程度の支援制度を設けております…数百万円単位でございます。こんな中であって、新たに事業を興す場合については一定程度優遇制度が設けられている中で、今、飲食業…厳しい中であって、こうした事業者の方が廃業する、撤退するという事になれば、下川町にとっても大きな影響があるかと思えます。その点において、下川町が取っている起業化等、既存の企業の支援制度の基本的な考え方について、

以上、3点について、御質問いたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 今般のコロナ感染に係る件に関しましては、私も重大な事案であると考えているところでございます。上川北部地域においては、まだ住民の方々から発症者が出てございませんけれども、それでもやはり人の行き交いが…僅かではあるかと思えますが…少なからずあるかと思えますので、十分油断することなく、町民の皆様には自粛要請、そしてまた万が一様々な事態が起きた時には対応できる、そういう態勢を取ってまいりたいと、このように考えております。そして、おそらく中長期でものを考えていかなければならないこの感染対策については、今後も緩めることなく、随時対策本部の中で協議をしながら、そしてまた様々な機関からアドバイスを頂きながら今後も進めてまいりたいと思っておりますので、議員各位にもよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それから、町の単独費でございますが、現在、これからの生活支援対策や経済支援対策について積み上げをしてございますので、最終的な数字はまだ出てございませんけれども、いずれにしても国の臨時交付金のみに頼ることなく、町の単独費についてはしっかりと財源の中で確保してまいりたいと、このように考えているところでございます。

数字的には現在まだ最終的なものを把握してございませんけれども、一定程度大規模なものになっていくんではないかと思っております。

また、地域の事業者についての支援でございますけれども、国も持続可能な対策を取っていく上での支援助成を考えているところでございますが、これについては町が単独でいろいろと今積み上げをしているところでございまして、特に対前年比で売上げの厳しい飲食店、また、一部の小売業については速やかにそのへんの助成ができるようにしてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、地域の経済団体としっかりそのへん共有しながら対策を進めていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 続きまして、先ほどスケジュール感が示されました。国からも事務費がくるといってございませうけども、既存の態勢で非常に厳しいような状況も…通常の業務ももちろんあるわけございませうから、態勢をしっかりと整備をしなければいけないのではないかなというふうに思います。後、窓口の問題等もあろうかと思ひますが、今回、対策に当たって、新たに態勢を整備、強化するというお考えがございませうでしょうか。質問させていただきます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めませう。  
町長。

○町長（谷 一之君） 既に所管課別にございませう、その態勢づくりというのがもう出来上がってございませう、5 月の連休明けから速やかにそのへんの実施をしまひたいなと思ひてございませう。これは交代制を行ふとか、あるいはまた別室にての勤務を行ふとか、そのへんの考え方をしっかりと職員に指示をしまひて、今後速やかに進めてしまひたいと思ひてございませう。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はございませうか。  
7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） これは予算に表れない部分なごうですけど、将来的に分離勤務態勢を考へてございませうということ、役場の職員 2 班態勢でやっていく…これは農協も既にやってございませうということ、本町の理事側から職員に向けて 2 班態勢にして半分休業を取るといふことは…おそらくインフルエンザの扱ひと同じで所得保障する必要が出てくるかと思ひます。これは休暇で対応するんだと思ひなごうですけど、問題は出口なんだと思ひます。まだやっていないから…やってございませう時に質問すべきなごうでしょうけど、何をもちてこれを元の態勢に戻すのか。

後、予算の補正に当たって、真水を使うことも…財政調整基金なり使うなごうでしょうけど、それに限らずコロナの関係で逆に止まっちゃって、予算執行しない部分が相当あるかと思ひます。例えば指定管理者で収蔵館が閉まってございませうとか…こころへんのリスクスケジュールもまた必要なかと思ひなごうですけど、こころへんはどう考へてございませうのか。

2 点、お聞きしたいと思ひます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めませう。  
町長。

○町長（谷 一之君） 職員の交代制は先ほども説明させていただきますけども、一定程度もう態勢づくりが出来上がってございませうので、連休明けには速やかに進めていきたいと思ひてございませう。いずれにいたしましても、例えば一つの課で 2 班制にした時に、優先すべき業務…このへんをしっかりと把握してございませう、そして態勢づくりに基づいて進めてしまひたいと思ひてございませうところございませう。



それから、所得については、職員には負担をかけないようにしっかり考えているところでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

それから、財源の関係でありますけれども、厳しい財政状況でありますけれども、それにこだわらず、町としては緊急な事態でございますので、国の支援を受けない中でもしっかり町としての単独費を支出して、そして住民の安全安心を担保してまいりたいと思ひているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） これからいろんなことが想定されます。例えば…もしかすると万里長城祭が執行できなくなるとか、事細かに不用額として計上するのではなく、補正予算の中でしっかり調整しながら使えるお金をしっかり確保していくということが必要だと思ひます。

また、町長の力強いメッセージ、町民に今一度…必要なところにきていると思ひます。

町長の力強いリーダーシップを期待したいと思ひます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 既に催事や事業、様々なものを中止や延期しておりまして…当初予算で計上しているものがあります。しかし、中止や延期にしてもですね、その催事や事業については費用のかかるものがありますので、それは最終的に精算をして、そして補正減を行うことがよろしいのではないかと考えております。ただ、減にするばかりではなくて、それがまた違ったかたちで有効に活用できる…そういうことが計画されれば、それをそのまま充当していくことも可能ではないかなと思ひておりますので、御理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありますか。

2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 生活支援策とか地域経済対策ということで、今既に動き出しているもの、それから町が独自で想定しているものとかがありましたら、簡単に説明していただきたいと思ひます。

それから今、あけぼの園とか病院とか…医療の関係者の方は負担が大変だと思うんですけども、そういうような前線で頑張っている方への上乗せ支援というか…そういうものをお考えであるかどうかお聞きしたいと思ひます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 生活支援、経済対策についてでありますけれども、生活支援につ

いては、今日…審議いただいております定額給付金…これを速やかに発行してですね、そして申請をしていただくと。そして連休明けから随時受付をしてみたいと思っております。これについては、本当にいち早く住民の方々に少しでも支援できればよろしいのではないかとということで起案をしているところでございますので、御理解いただければと思います。

また、この生活支援については、今後は子育て対象の家族の方など、あるいはまた学生などを町外に出されている方々、こういう方々についても今後しっかり協議をしてみたいと思っております。

それから、医療福祉関係の現業で御苦労いただいている方々、上乘せというかたちはなかなか厳しいものがございますが、その態勢づくりを…それぞれの施設に指示をいたしまして、現在それに基づいて行っているところであります。負担は精神的にもかかっているところだと思いますけども、それは私の方から、あるいはまた担当の方からメッセージを送ってですね、そして住民の方々に不安を与えないようにということで今進めているところでございますので、御理解を頂ければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） この間、新聞報道にもありましたけれども、今、町立病院では入り口の所で看護師が対応して…まず熱を測ったり、症状がないかということでチェックなさっているという報道がありました。先ほどの説明では、今後、プレハブの…小屋みたいなものを準備するというのも仰っていたんですけども、それは以前、緊急質問で、感染防止ブースという言葉だったと思いますけれども…一般の人と熱があって感染が疑わしいような人を同じ所に通してはいけないという…レッドゾーンとグリーンゾーンというんですか…そういう切り分けをきちんとしなくてはいけないということは緊急質問の時に既に取り上げられていたことであります。こういう…国を挙げてというか…世界中の緊急事態ですから、いいとこ取りというか…よその市町村とかよその国でやっていることが感染を防ぐのに有効そうだと…それは感染防止対策でも経済対策でも…いいとなったらもう恥も外聞もなく…パクパク真似して、いいことはどんどん前広に先進的に取り入れていっていただきたいと思います。

それから、審議会とかミーティングとか…そういうのも滞っております。私も前に質問したんですけども、テレビ会議などの検討、対策はしていませんかと言ったら、セキュリティ対策が非常にもろいので、とどまっているということだったんですが、私もその後調べましたら、ソフト会社がやっている Z o o m というのは大変セキュリティが甘くて、ほかの人が乱入してくる…会議がメチャクチャになるようなことがあるように聞きました。G o o g l e がやっているテレビ会議のシステムは、今まで有料だったのが今度無料になったそうです。そちらの方も検討していただいて、今後感染防止の観点から、職員の方が2交代になるということで、課内での会議、ミーティング、それから意思疎通に問題が出てくると思うので、そういうところも検討していただきたいと思っております。

また、2交代ということで、自宅待機になるのか…そういう職員の方がいれば、先ほ

ど同僚議員から指摘がありましたように、そういう方は待機の時間を割いて、現場に出て行って町の実状を探るといようなことも是非やっていただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 今回、病院の場合…玄関を分けて…設置いたしましたけども、これも院内協議をいろいろ重ねていただいてですね、そして最終的に保健所の指導を得て、そして玄関にそういう態勢をつくったところでございます。

そして次のステップとして、やはり外での対応が必要ではないかという…私どもも考えてございましたし、院内でもそういう協議を重ねてまいりまして、最終的に…少し時間がかかりますけども…プレハブの設置に考え方が至ったところであります。ただ、これも発注してから少し時間を要するものですから、今月中旬から下旬にプレハブ設置ということで、当面は玄関での分離対応ということになるのではないかと考えております。他の病院でもそういう対応をしているところが幾つかあるそうでございますけれども、いずれにしてもこの近隣ではまだそこまでやっているところがないのが実態でございます。

それから、職員の関係で、テレビ会議等でいろいろ待機者に対して…会議をしていくということがあると思いますが、現状でそこまで今は考えてございません。パソコンの設備を…しっかりとそれぞれの職員が持っているかどうかというのはまだ把握してございませんので、ただ、携帯等はほとんどの職員が持っておりますので、電話通話やLINEでの画像送受信もできるようになっておりますので、そういうことも利用しながら対応してまいりたいなと思っております。

それから、職員の態勢の中で、もし別室でやる場合には、インターネット等の整備がされていないところもありますので、できる限りそういうインフラが整っているところでの作業が必要になってきますので、そういうところも勘案しながら、週明けからの対応をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。  
5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今、同僚議員からいろいろな観点での質疑がありました。経済対策、生活支援、病院での感染防止…いろんなポイントがあると思うんですけども、国から支給されるマスクがなかなか届かないというところがありまして、町を歩いて…出歩かないようにとは言われましても…やっぱり食材を買いに行ったりという時には、スーパーなどで出会うこともあるんですが、マスクが無いから困っているんだという…そういった声も聞きます。町の中にマスクがどれくらいあるかというのは…私の方では把握はしていないんですけども、作るのも大変だとか…なかなか用意できないとか…そういった方がいらっしゃるのであれば…実際にそういった方がいたんですけども、ま

ずは感染拡大を防ぐためには、どうしても町に出て買物とか用事を足さなければならない方に対しては一刻も早くマスクの配布を進めていただきたい。全員じゃなくても…本当に無い方ですね、そこに行き渡るようにしていただきたい。そこへの優先度を高めていくべきではないかというのがあります。それが1点目です。

経済対策、生活支援等々があるんですが、新たに何かをするとなると、制度設計したりとか、何かを付け加えたりとか、そのために書類を作ったりというのがあるんですが、例えばやっていることのうち、一つ二つをやらないという…例えば国民健康保険料の徴収を何期かに分けているうちの1期分を徴収しないとか、上下水道の料金を何か月分か徴収しないとか、普段やっていることをやらないというだけで業務は減るし、事業者も含めて個々人の世帯への生活支援といったかたちにもなるかと思われま。そういったところもおそらく次の対策として町の方では考えているのかなというふうには思うんですが、そういう…業務を増やさないまでも…生活支援、事業所への支援になるような、普段やっていることをやらないことで支援になる…そういった取組も選択肢の中に加えていただければというふうに思います。

後、各法人…3月決算のところが多い…そういったところの法人税の徴収についても、期限が決められているものであるんですけども、それも減免するとか、いろいろな対策、手段、手立ては講じることができるのかなというふうには考えております。

これらについて現時点で町長の中でアイデアとか考えとかがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） それも今内部でいろいろ協議しているところでございまして、公共料金の対応の仕方はどうしたらいいだろうと、あるいはまた国や道の動きはどうだろうという…こういうところを全部まな板に上げてですね、そして今考えているところでございます。その一方で、逆にいろいろと支援をできる…例えば現金で支援をしていくのか、あるいはまた商品券等で支援して行って、さらに経済対策にもつなげていくのか、そういうところを今いろいろと各課でアイデアを頂いてですね、そして今後補正予算の中で必要な時には上げていきたいなと思っております。

それから、住民の方へのマスク対応についてであります。今計画しているのは各世帯別に10枚程度のマスクを配布していきたいと思っておりますが、これもオーダーはしておりますが、果たしてどの時期に入ってくるかというのは明確なものがないので、このへんは確実なことは言えないところがありますけれども、それでも予算だけは上げさせていただいて、そして流通に期待していくということになるのではないかと考えております。以上でよろしいでしょうか。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

1番 斉藤議員。

○1 番（斉藤好信君） まず、特別定額給付金の申請についてお聞きしたいと思いますけれども、まず一つはですね…大事なのは、国の方でも求めておりますが、いかにスピード感を持って迅速に町民の手元に届くかということが非常に大事なんですね。

それですね、この申請は基本的に世帯主が中心となって家族の人数を申請することになっていきますけれども、これは国でも取り組んでおりますが、一つは家庭内DVです…暴力。それで子供と両親という関係もありますし、夫婦間で地元におられない方…この場合ですね、世帯主がここにおられて、そして家族の一部が町外におると…こういうような方もいるかと思いますが、そういう方の申請の件ですね、これなかなか…町民だけに知らせますと町外に出ている方はなかなか情報が入らない。そういう方の手当をどういうふうに考えているのか。

そして、町内におられる方で…特に高齢者の方で後見人のいる方、それから親族…肉親が町外におられる方の手続き等の…これは不備があってはいけないと思いますが、このへんの取組も聞かせていただきたいと思います。

それからもう1点は、今回ですね…学校の休業は一応決まっていますけれども、今国の方針でまた新たに…今日若しくは4日当たりですね、また緊急事態が延長されることに伴って学校等も休業になる可能性も大きいと思います。この場合、学力のことなんかも考えて、一部ではオンデマンドを使ったメディア授業なども取り入れているところがありますけれども、これは取組はいいんですけども、各家庭に…特に低所得者でこういう機器がそろわない方も多いと聞いております。そういう場合ですね、どの程度…これは教育ですから、一部に偏った教育は良くない…全員に行き渡るように…教育は受ける権利がありますから、こういうオンデマンドを使ったメディア授業を考えている場合に、機器の持てない方、持っていない方に対しての取組等も…想定になりますけれども…現時点でどのように考えているか、そのへんもお答えいただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 1点目の定額給付金で、例えばDVなどが家庭内であった場合ということで…現状で届出があつて把握している件数というのは非常に少のうございますけれども、実態として町が把握できていないものもあろうかと思えます。それで先般、そのへんを告知端末で情報発信をいたしまして、家庭内でそういう課題のある方々はお寄せいただきたいということで発信をしているところでございます。いずれにしても夫婦間で…例えば町外にどちらかが出ている場合には、そちらに情報が届かない場合もあります。町としてはそこまで把握できていないというのが実態でございます。いわゆる住所を移してございませぬので、異動届がないということで把握できないのが実態でございまして、あくまでもそういうところを近隣の方々や親戚の方々が気付いてですね、そして町に情報を頂き、そして本人に周知していくということになっていくのではないかと考えております。いずれにいたしましても、それがあつた場合には対応してまいりたいと思っております。

それから、学校の関係については、現在、5月6日まで休校になってございますが、昨日の段階で5月10日まで休校し、国の緊急事態宣言がまた今後発せられて延期にな

った場合に、道として対応していくということでございます。そのへんの詳細について、教育長の方から少し答弁させていただきますが、備品の整備についても併せて教育長の方から答弁をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。ただいま御質問いただいたのは、休業期間が長引きまして、その間に及ぶ学習の遅延が懸念されるというのが質問の趣旨かというふうに理解させていただきたいと思っております。

この件につきましては、議員も御承知かと思っておりますが、休業期間が…まず1回目が2月27日から4月6日まで行いました。その後、4月6日から再開をしたわけですがけれども、感染が広がりまして、4月20日から5月6日まで休業が決定しております。

また、昨晚、道教委から通知がございまして、5月7日から5月10日までの休業要請を受けまして、昨晚の校長会議、また本日の教育委員会議でこれを協議するところでございますが、5月7日から5月10日の休業も決定する方向でございまして。さらに、5月11日以降につきましても、国の緊急事態の延長に伴いまして、休業要請がくるものというふうに想定されております。

これだけの期間の休業が伴いますと、それぞれ学力の遅延が懸念されている実状にございます。現段階、各小中学校におきまして、現在の状況、それから5月休業の課題、課題解決の方法、また今後想定される懸念材料、これらについては小中学校それぞれから提出をいただいております。

そんな中、本年度の教育行政執行方針で申し上げておりますが、GIGAスクール構想というのが国の方からも出ておきまして、本町においては、本年度、このGIGAスクール構想の検討を推進していくということをうたっております。

もう既に調査の案は出来ているんですが、各家庭におけるインターネット環境調査というのをいたす所存でおります。それぞれの家庭におきまして、インターネットに接続できる環境があるかどうか。また、何の回線を使っているのか。それからLAN、Wi-Fi環境があるかどうか。それから家族等でスマートフォン、携帯電話を使用していますかと、それは共用しているものですか、誰がお使いですか。それから場所によっては携帯電話の電波が届かない場合も想定されますので、そういう状況にあるのかないのか。そういったことを含めまして、インターネット環境を確認させていただくという作業を進める予定でおります。

オンデマンド教育という御案内がございました。オンライン教育とか、あるいはeラーニングとかいろんな手法があると思っております。現段階におきましては、インターネット回線がつながっている世帯においては、eラーニング等については無料で利用できるものがございまして、そういった利用をされている児童生徒、御家庭もあります。ただ、ない世帯においては、それを視聴することができないというのが本町の現状でありますので、この課題を克服する方向で今後…その調査に基づきまして、GIGAスクール構想を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 1番 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） 同僚議員からもいろんな質問がありましたけども、特別定額給付金のことにしても、町民の方が役場へ来られて…いろんなところに回されるのではなくて、窓口を一本化して、今回は本当に緊急事態なので、特別給付金を…先ほど申したとおりですね…いかに迅速に手元に届くようにするかということを考えますと、個人もそうですけども、事業所関係の方、商店街の方もですね、商工会などが対面で調査されているかよく分かりませんが…そこも含めて、町も事業所、商店街…個人商店も含めて、それから各個人の特別定額給付金の申請なども含めてですね、どこか一本で…必ずそこで…1か所でできるように、決して町民の方がたらい回しされるようなことがないようにですね、町の方で取組をしていただきたいと思います。

それから、先ほど町長からも…今町民の生活に不足しているもの、それから経済対策などもありました。もちろん経済対策も大事です…支援も大事です。でももう一つ大事なものは生命…それから生存の支援対策というのが現実的に今なっていると思います。そこも含めてですね、万全な態勢づくりで取り組んでいただきたいと思いますということをお願いして、質問を終わります。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本制度につきましては、国が予算化をし、自治体が執行していくわけでございますが、スピード感をもってやっていくということと、後は…例えばでございますけども、先ほどから話が出ておりますが、高齢者の独り住まいの方だとか…申請書が送られてきてもなかなか記載事項だとか記載方法が分からない方も多々おられるんでないかと推察をいたします。そういう観点から、申請の意思を持っている方が申請ができないようなことがないように配慮しながら、円滑に推進していただくことを求め、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 6 議案第 3 号「令和 2 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 3 号 令和 2 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 2 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 89 万円を増額し、総額を 5 億 176 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、議案第 1 号の提案理由で申し上げたとおり、新型コロナウイルスに感染した被用者等に対し傷病手当金を支給するため、傷病手当金を増額計上しております。

歳入におきましては、歳出で計上しました傷病手当金に係る特別調整交付金を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(近藤八郎君) 日程第7 承認第1号「専決処分(第1号)の承認を求めることについて」及び、日程第8 承認第2号「専決処分(第2号)の承認を求めることについて」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 承認第1号 専決処分(第1号)の承認を求めることについて及び、承認第2号 専決処分(第2号)の承認を求めることについては、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、国の令和2年度税制改正の大綱に基づき、地方税法等の関係法令の改正がなされ、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、改正を必要とする「下川町税条例等の一部を改正する条例」及び「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、令和2年3月31日をもって専決処分としたものであります。

税条例等の主な改正の内容を申し上げますと、「未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し」、「所有者不明土地等に係る固定資産税の課税への対応」、「軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し」などについて改正を行うものであります。

また、国民健康保険税条例の主な改正の内容につきましては、「基礎課税額の課税限度額の引き上げ」及び「低所得者に対する保険税軽減措置の拡充」などについて改正を行うものであります。

ここに議会に御報告申し上げ、その承認を求めるものでありますので、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長(近藤八郎君) 高橋税務住民課長。

○税務住民課長(高橋祐二君) それでは、承認第1号 専決処分(第1号) 下川町税条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、未施行規定の改正や未来施行に係る…以前の一部改正条例の改正も伴いますので、第1条関係から第3条関係、附則につきましては、第8条関

係から第 11 条関係までの条建てで改正してございます。

地方税法等の一部を改正する法律概要の説明資料に基づき御説明し、その後、下川町税条例新旧対照表により条例改正の概要を御説明いたします。

それでは、承認第 1 号説明資料の下川町税条例等の一部を改正する条例の概要を御覧ください。

個人住民税に関する改正として、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しによるものでございます。

現行法におきましては、死別、離婚が控除の要件となっておりますが、全てのひとり親に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するものでございます。

①未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しであります。

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一の控除を適用するものでございます。

②個人住民税の人的非課税措置の見直しでございます。

上記の①に伴い、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とするものでございます。

第 1 条関係の下川町税条例新旧対照表の 3 ページを御覧ください。

関係する条文は第 24 条から第 48 条でございます。

第 24 条第 1 項第 2 号につきまして、男性、女性にかかわらず生計を一にする子を有する単身者に対して、「ひとり親」に改正するものでございます。

次のページでございます。

第 34 条の 2 も「ひとり親」に改正するものでございます。

5 ページの第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号は、国税の改正に伴いまして、ひとり親の控除に関する情報が入手することが可能となったため、削除するものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、概要の固定資産税、2 の所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応についてを御覧ください。

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性を確保するものでございます。

①現に所有している者の申告の制度化でございまして、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができるものでございます。

②使用者を所有者とみなす制度の拡大でございます。調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるものでございます。

第 1 条関係の下川町税条例新旧対照表の 6 ページを御覧ください。

関係する条文は第 54 条から第 75 条でございます。

第 54 条第 5 項に、②の使用者を所有者とみなす規定を新設してございます。

8 ページになります。第 74 条の 3 に、現に所有している者の申告を新設するものでございます。

共に施行期日は、令和2年4月1日からでございます。

2ページにお戻りいただきまして、概要書の地方たばこ税、3の軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しを御覧ください。

国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方式で改正するものでございます。軽量な葉巻たばこは、現在、製品重量1gを紙巻たばこ1本に換算して課税しておりますが、葉巻たばこは製品重量が軽いことから、紙巻たばこと比べて税負担が低くなっており、税の不公平性から改正するものでございます。

第1条関係の新旧対照表の9ページを御覧ください。

関係する条文は第94条から第98条でございます。

第94条におきまして、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本に換算する規定を新設するものでございます。

施行期日につきましては、令和2年10月1日からでございます。

第96条の第2項、第3項は、たばこの卸売販売業者等が市町村長に提出するたばこ申請書に課税免除事由に該当する証の書類を保存することにより、輸出等に係る課税手続きを簡略する規定を新設するものでございます。

10ページからの附則につきましては、第3条の2は、国税における見直しと同様に、市中金利の実勢を踏まえ、特例基準割合から延滞金特例基準割合等に改正するものでございます。

施行期日につきましては、令和3年10月1日からでございます。

そのほかにつきましては、平成から令和への改元対応でございます。ただし、12ページの第8条の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の「令和6年度」と、18ページの第17条の2の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の「令和5年度」につきましては、それぞれ適応期間の3年間延長に伴います改正でございます。

2ページに戻っていただきまして、法人税、4の連結納税制度の見直しを御覧ください。

連結納税制度は、企業グループを一体とみて親会社と100%子会社の所得通算等を行う制度でございます。親会社、完全子会社のそれぞれが申告・納税を行うグループ通算制度への変更によりまして改正でございます。

新旧対照表の20ページを御覧ください。

連結納税制度への変更に関する条文は第19条から第52条でございます。

法の見直しによりまして、25ページでございます…第48条第9項、それと27ページの第50条第3項の一部、そして28ページの第52条第4項から第6項を削除するものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日からでございます。

29ページの第94条のたばこ税の課税標準は、第1条関係で御説明しました葉巻たばこの経過措置が終了し、1g未満の葉巻たばこにつきまして、1本をもって換算する改正でございます。

施行期日につきましては、令和3年10月1日からでございます。

次に、第3条関係及び附則第8条から第11条関係につきまして、2ページにお戻りい

ただきまして概要書を御覧ください。

概要としましては、平成から令和への元号改正が主でございます。

次に、30 ページの新旧対照表を御覧ください。

第 3 条関係は、平成 31 年度に改正し、令和 3 年 1 月 1 日から施行する未来施行の条文でございます。

さきに第 1 条関係で、第 24 条第 1 項第 2 号を改正したため、第 24 条の改正を取りやめ、改正附則も改正を取りやめるものでございます。そのほかにつきましては、元号の改正でございます。

34 ページ以降の附則第 8 条から第 11 条関係につきましては、平成から令和への元号改正が主なものとなっております。

続きまして、承認第 2 号 専決処分（第 2 号）下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

国民健康保険税の基礎課税額等に係る限度額の引き上げとともに、減額対象となる所得基準が見直されたことによります改正でございます。

改正内容につきましては、お配りしております承認第 2 号説明資料、下川町国民健康保険税条例新旧対照表により御説明させていただきます。

第 2 条第 2 項は、国民健康保険税の基礎課税額の上限を「61 万円」から「63 万円」に、同条第 4 項は、介護納付金課税額の上限を「16 万円」から「17 万円」に改正するものでございます。

第 21 条第 1 項につきまして、国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額の限度額を 63 万円、17 万円に改正するものでございまして、国民健康保険税の減額の対象となる所得につきまして、同条第 2 号…これは 5 割軽減でございますけども、被保険者の数に乗すべき金額が「28 万円」から「28 万 5 千円」に、同条第 3 号は…2 割軽減でございますけども、同じく被保険者の数に乗すべき金額を「51 万円」から「52 万円」に改正するものでございます。

附則の「第 35 条の 3 第 1 項」の追加につきましては、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設に伴う改正でございます。

施行につきましては、令和 2 年 4 月 1 日からでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、承認第 1 号及び承認第 2 号を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） 固定資産税の事について質問します。

登記簿上の所有者が死亡し、土地の使用者が使っていた場合に、使用者を所有者とみなし課税する制度でございます。これ実は…農家にはそう珍しい事例ではないように私は思っております、これによりまして…この文言でいけば固定資産課税台帳に登録されるということでもあります。

そこで質問なんですが、これをするによりまして、農業所有者…農家がそういうような…誰の土地か追跡しないで、諦めちゃって使っている農家に対して課税がかかるようになった場合に、登記簿の方の修正も同時に行われるのかが1点でございます。

もう1点、例えば本町でも…スキー場の事例でもありましたように…国の土地を使っていた、それを修正して自分の土地にするということを…実は私の所有している土地も大蔵省の土地を買い取ったことがございまして、その時に確か…うろ覚えで申し訳ないんですけど…今まで使っていたことは不問にするから、3年間遡って課税しようというような手続きがあったような気がしました。これも実は厳密なことをいったら…交通整理ではありながらも脱税になるのかどうなのかなとか…解釈の分かれるところではあるんですが、遡って徴収みたいなことというのは…年限区切って考えておられるかどうか。

この2点だけ質問したいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） 小原議員の御質問についてお答えいたします。

1点目の登記簿上の変更をされるかということにつきましては、あくまでも今回につきましては、まず通知をして…誰も見つかりません…所有者がなかったので使っている方に課税しますということで、それに対して課税台帳に載せるのであって、登記簿上とはまた別な問題かなというふうに思います。

2点目の遡ってということなんですけども、本条例につきましては施行が令和2年4月1日からでございますので、遡ってということにはならないです。これからの対応ということになります。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。  
お諮りします。  
討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。  
これから、承認第1号を採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第9 承認第3号「専決処分（第3号）の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 承認第3号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、「下川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」について、令和2年3月31日をもって専決処分としたものであります。

主な改正内容につきましては、法令の名称変更及び条項追加による引用条項ずれに対応する改正を行うものであります。

ここに議会に御報告申し上げ、その承認を求めるものでありますので、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、承認第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

---

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第1回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時20分 閉会

---

○議長（近藤八郎君） 町長からの申し出により挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今臨時会におきまして大変御多用の中、全員の御出席を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。また、提案させていただいた案件の全てをお認めいただき、深く感謝申し上げます。

今後とも議員各位には御指導を賜りますことを心よりお願い申し上げますとともに、このゴールデンウィーク期間中、外出の自粛を図るなど、御自愛いただきますことを御祈念し、閉会の御挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもって散会とします。御苦労さまでした。